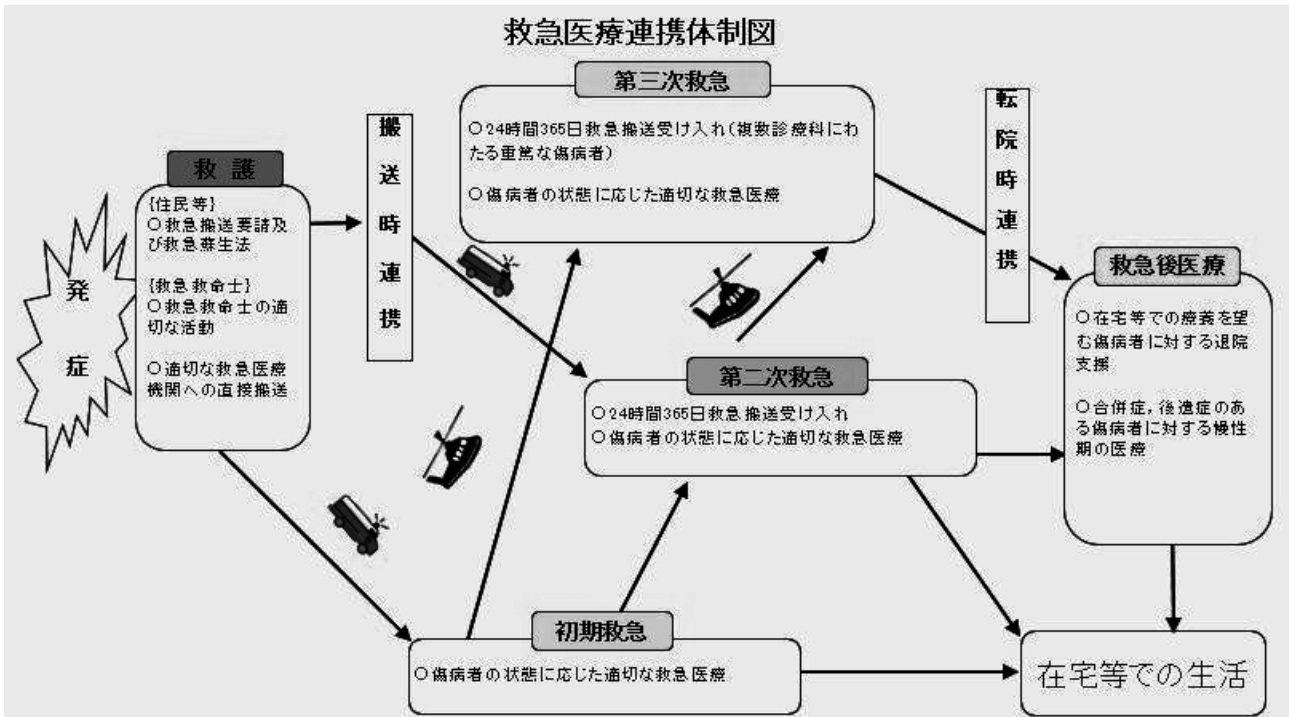


【図表資-5-226】熊毛保健医療圏 救急医療の医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

【図表資-5-227】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（救急医療）

◎救護

- ・ 消防機関による適切な医療機関への搬送。

◎初期救急医療

- ・ 休日又は夜間における日常的疾病，けが等の救急患者に対応できる。

◎第二次救急医療

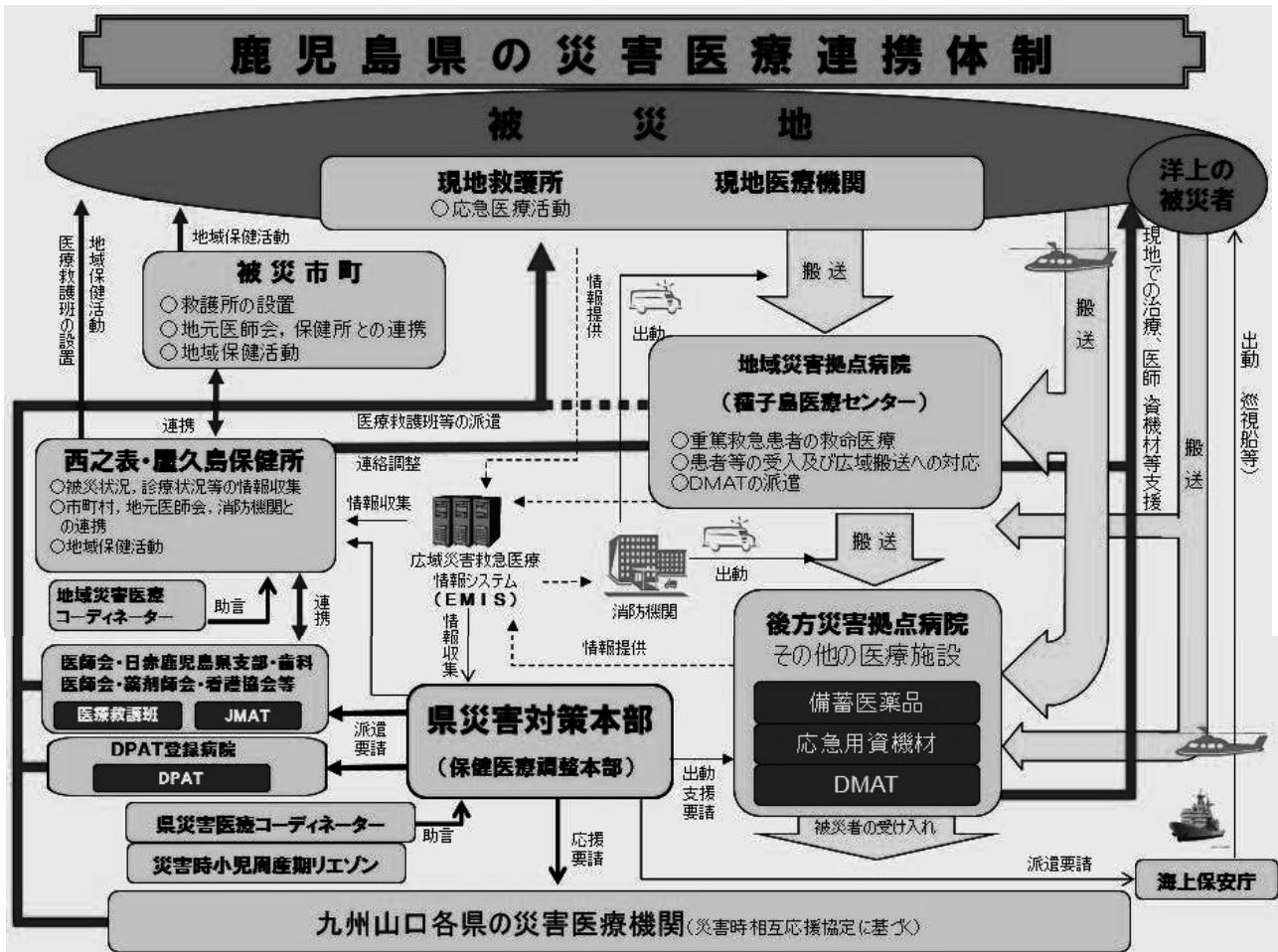
- ・ 休日又は夜間における入院医療を必要とする重症患者に対応できる。

◎第三次救急医療

- ・ 24時間診療体制で心筋梗塞，頭部損傷，脳卒中等の重篤救急患者に対応できる。

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-228】熊毛保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

【図表資-5-229】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（災害医療）

◎健康管理（救護所、避難所における健康管理）

- ・災害発生後、救護所・避難所に医療従事者を派遣し、被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケアができる。
- ・携行式の応急用医療資機材、応急医薬品が備わっており、災害時傷病者の状態に応じた適切な医療の提供ができる。
- ・被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切にできるスタッフがいる。

◎一般医療（災害時における入院を必要としない医療）

- ・入院を必要としない、災害時傷病者に対する外来治療ができる。
- ・近隣医療機関との連携が可能である。

◎救急医療（災害時における入院を要する救急医療）

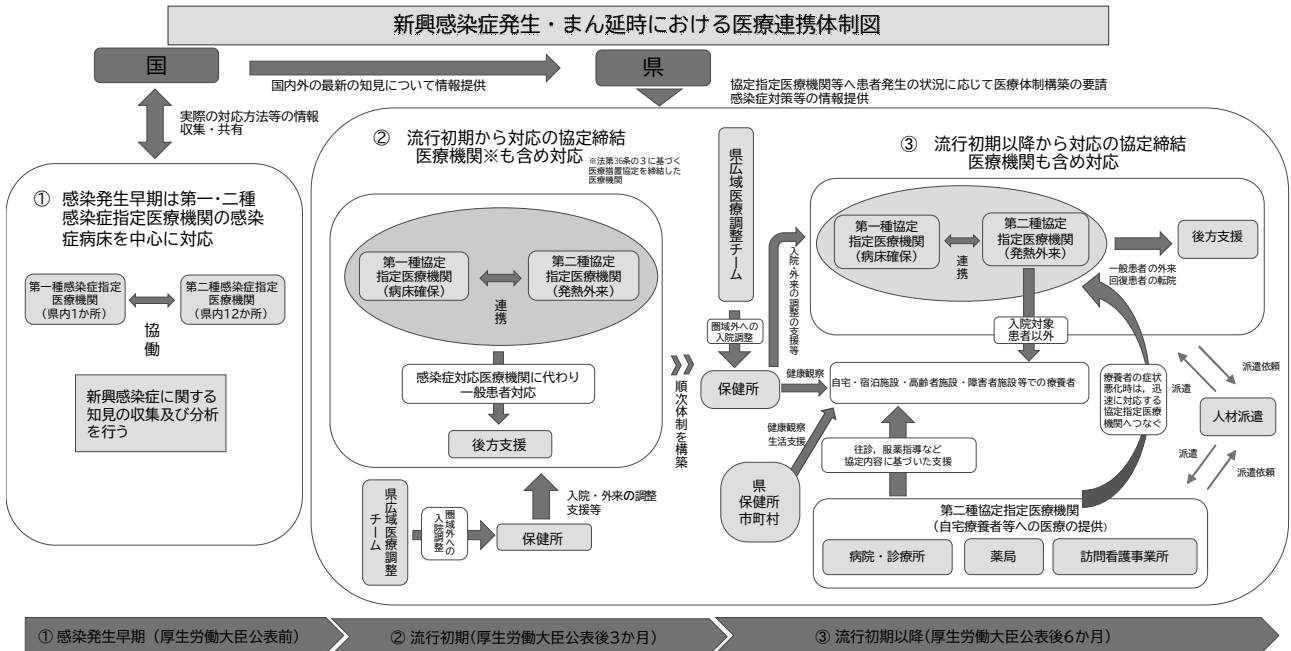
- ・災害時傷病者の状態に応じた、適切な入院を要する救急医療の提供ができる。
- ・入院を要する救急医療に必要な施設・設備が整っている。

◎地域災害拠点病院等（災害時に多発する重篤救急患者の救命医療）

- ・災害時に多発する重篤救急患者の救命医療ができる。
- ・患者等の受入・搬出を行う広域搬送ができる。
- ・重篤な救命医療を行うために必要な施設・設備・医療従事者が整っている。
- ・多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッドがある。
- ・診療機能を有する施設が耐震構造である。

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-230】熊毛保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療の医療連携体制図



**鹿児島県感染症対策連携協議会**  
平時から関係機関間の連携・役割を協議、有事の連携支援

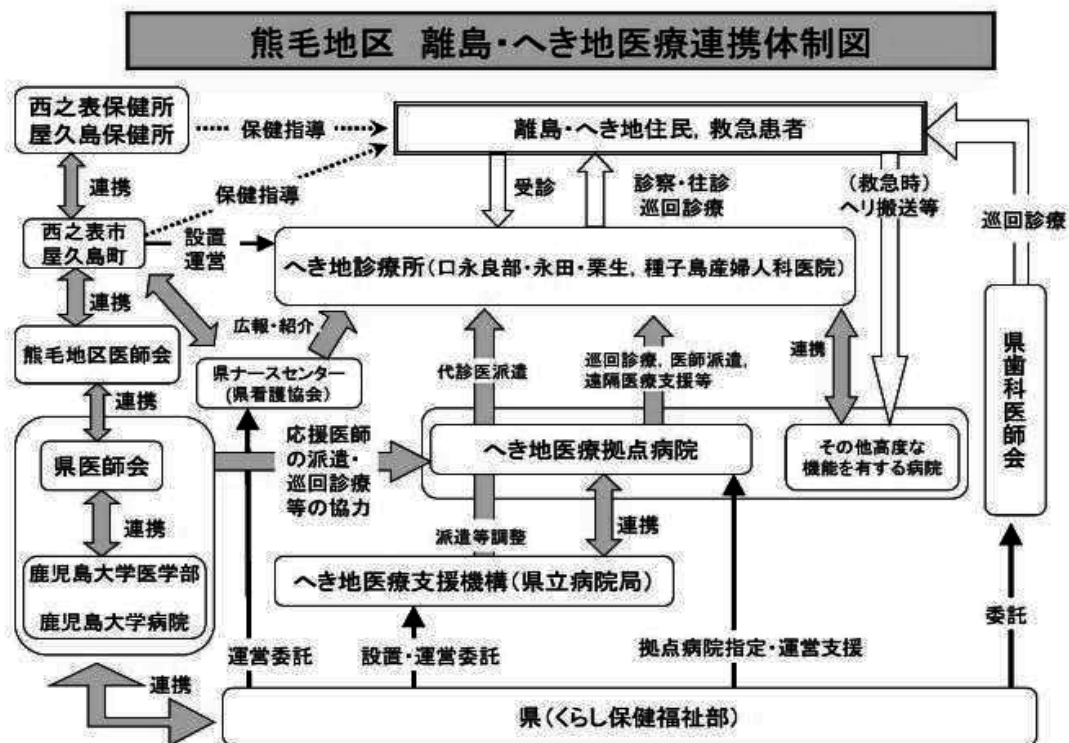
[県健康増進課作成]

【図表資-5-231】熊毛保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療の医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。</li> <li>県からの要請後速やかに即応病床化すること。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> <li>自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。</li> <li>院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。</li> <li>患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力をすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。</li> <li>関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。</li> <li>自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上の医療従事者の派遣をすること。</li> <li>自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。</li> </ul>
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-232】熊毛保健医療圏 離島・へき地医療の医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

【図表資-5-233】熊毛地域における医療機能の基準（離島・へき地医療）

◎無医地区における保健指導の提供

- ・保健師等による保健指導を実施している。
- ・地区の保健衛生状態を把握している。
- ・へき地診療所，保健所等との連携に基づく地区の実情に応じて活動している。

◎離島・へき地における医療

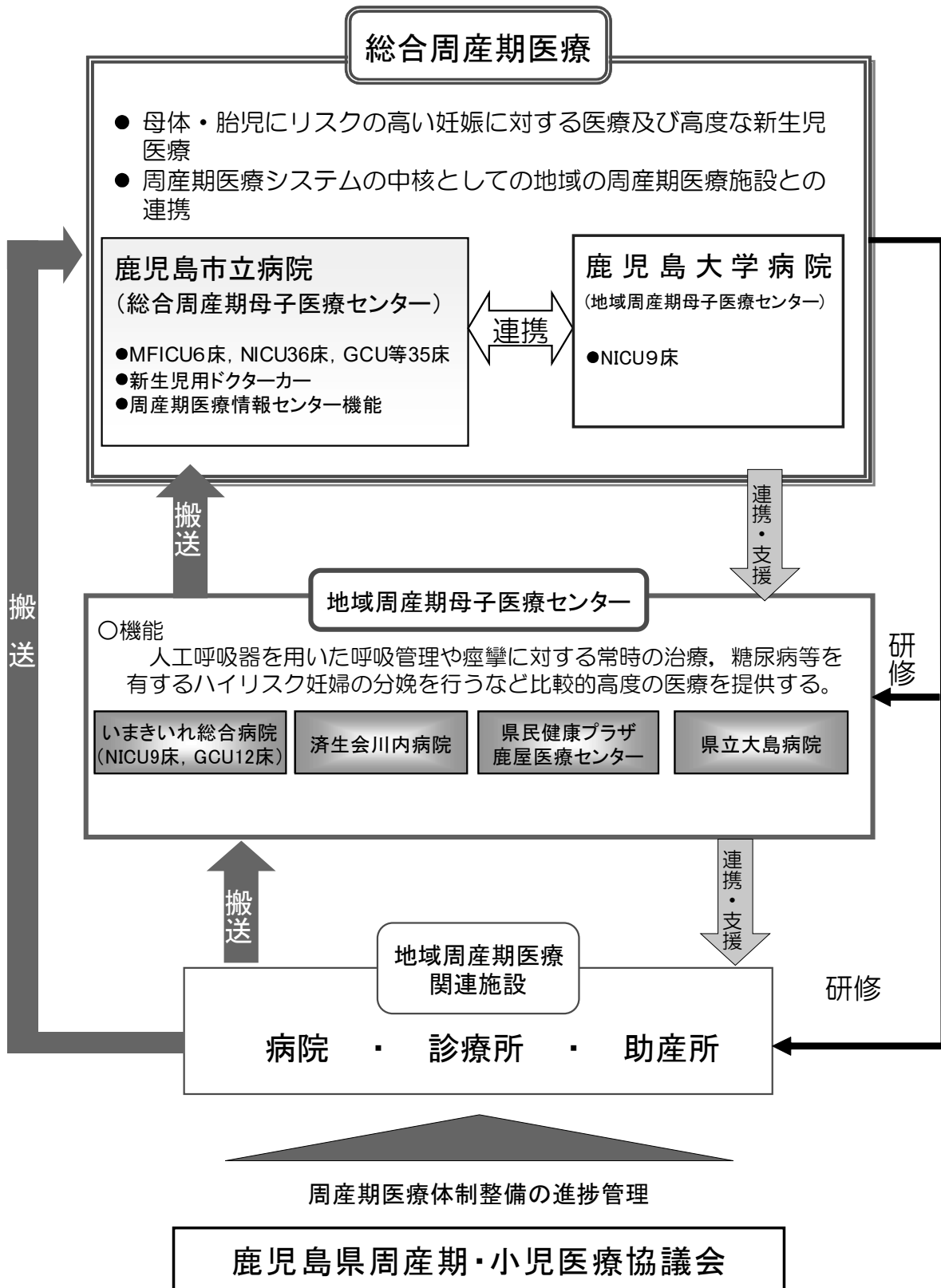
- ・プライマリーの診療が可能な医療を提供する。
- ・巡回医療等を実施する。
- ・へき地医療拠点病院等における研修へ参加する。

◎離島医療を支援する医療の機能

- ・巡回診療等による医療を確保する。
- ・へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導を行う。
- ・離島・へき地の医療従事者に対する研修を実施し，研修施設を提供する。
- ・遠隔診療等を実施する。
- ・高度診療機能による，へき地医療拠点病院の診療活動を援助する。

[熊毛支庁作成]

# 鹿児島県周産期医療体制図



[県子ども家庭課作成]

## 【図表資-5-235】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（周産期医療）

### ◎正常分娩

- ・産科に必要とされる検査、診断、治療の実施ができる。
- ・正常分娩の安全な実施ができる。
- ・他の医療機関との連携による、合併症や、帝王切開術その他手術への対応ができる。
- ・市町保健センターと連携して、妊産婦の医療相談・保健指導やメンタルヘルスへの対応ができる。
- ・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。

### ◎地域周産期医療

- ・産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有する。
- ・緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することのできる施設を備えている。
- ・新生児集中治療管理室（NICU）を有する。
- ・産科及び小児科において、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員が配置されている。
- ・産科において、緊急に帝王切開術が必要な場合、可及的速やかにその児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員が配置されている。
- ・地域の医療機関や総合周産期医療施設と相互連携での対応や情報の共有ができる。

### ◎総合周産期医療

- ・産科及び小児科、麻酔科その他の関係診療科目を有する。
- ・母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を有する。
- ・新生児集中治療管理室（NICU）を有する。
- ・後方病室を有する。
- ・新生児用ドクターカーを有する。
- ・血液検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するもの）等による検査機能を有する。
- ・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。
- ・母体・胎児集中治療管理室（MFICU）及び新生児集中治療管理室（NICU）の、24時間診療体制を適切に確保するために必要な職員を配置している。
- ・周産期医療情報センター機能をもち、療養・療育が必要な児の情報（診療情報や治療計画等）の共有ができる。

### ◎療養・療育支援

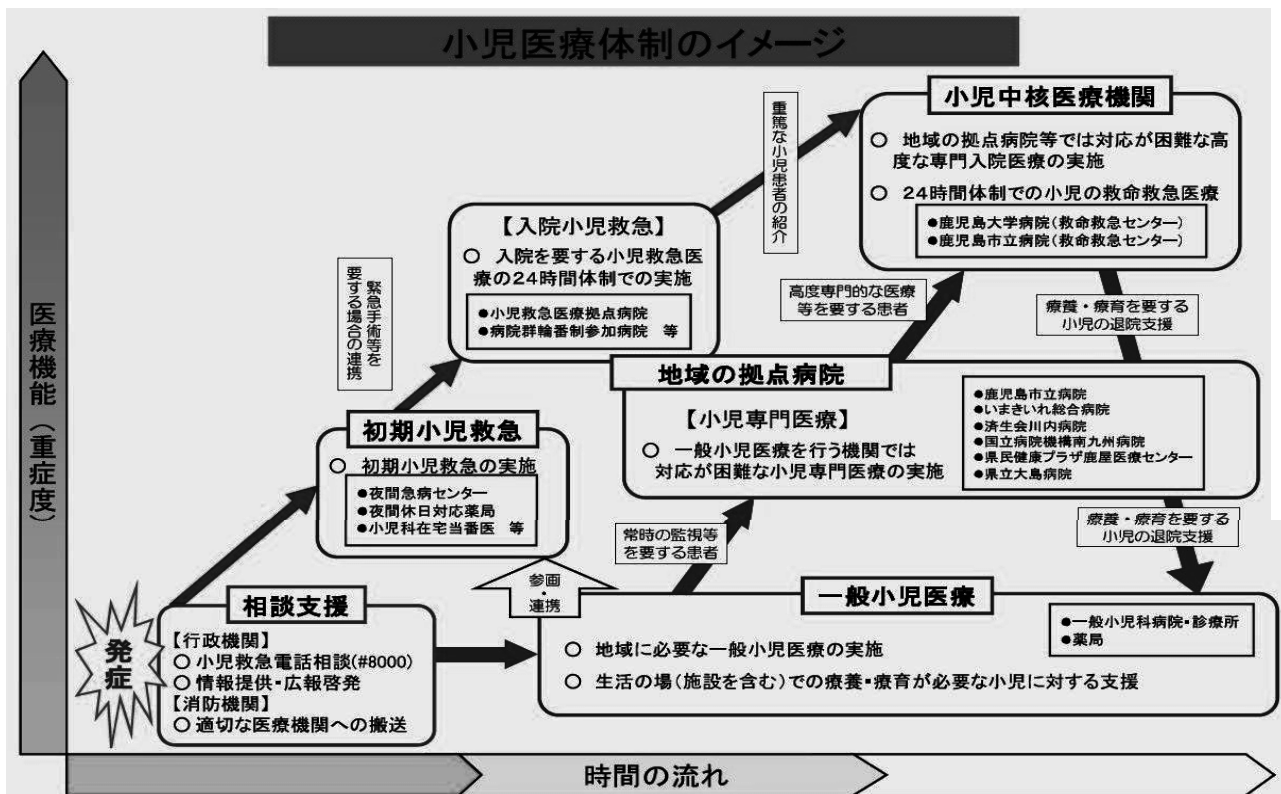
- ・人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入を行う。
- ・児の急変に備え、救急対応可能な病院との連携がとれる。
- ・医療・保健及び福祉サービス（レスパイトを含む）との連携・調整を行う。
- ・自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援を行う。
- ・家族に対する精神的サポート等の支援を行う。

（※上記のいずれかでも可）

※1 児童デイサービス：H24.4月から児童福祉法に基づく事業となるため、名称が「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に変更となる。

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-236】熊毛保健医療圏 小児医療の医療連携体制図



[県子ども家庭課作成]

【図表資-5-237】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（小児・小児救急医療）

◎相談支援等（健康相談等の支援機能）

- ・子どもの急病時の対応支援ができる。
- ・地域医療の情報提供ができる。
- ・適切な救急搬送ができる。
- ・情報提供・広報活動ができる。
- ・小児救急電話相談の啓発ができる。
- ・救急医療システムを活用し、適切な搬送ができる（消防機関等）。

◎一般小児医療（地域の小児医療を担う機能）

- ・一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施できる。
- ・急変時に備え、他の医療機関と連携対応している。
- ・保健・福祉サービス等との調整ができる。
- ・家族への精神的支援ができる。

◎地域小児医療（地域に必要な小児専門医療）

- ・高度の診断・検査・治療が実施できる。
- ・慢性疾患の急変時に備えた対応可能な医療機関との連携ができる。
- ・常時監視・治療の必要な患者の入院治療ができる。
- ・専門治療病院との診療情報の共有がある。
- ・保健・福祉サービス等との調整ができる。
- ・家族への精神的支援ができる。

◎小児中核医療（高度小児専門医療）

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含めた、地域小児医療では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。

【小児救急医療】

◎初期小児救急医療（初期小児救急医療を担う機能）

- ・ 在宅当番医等初期小児救急医療を実施できる。
- ・ 緊急手術や入院などを要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携ができる。
- ・ 開業医などによる夜間休日の初期小児医療への参画ができる。

◎入院小児救急医療（入院を要する小児救急医療を担う機能）

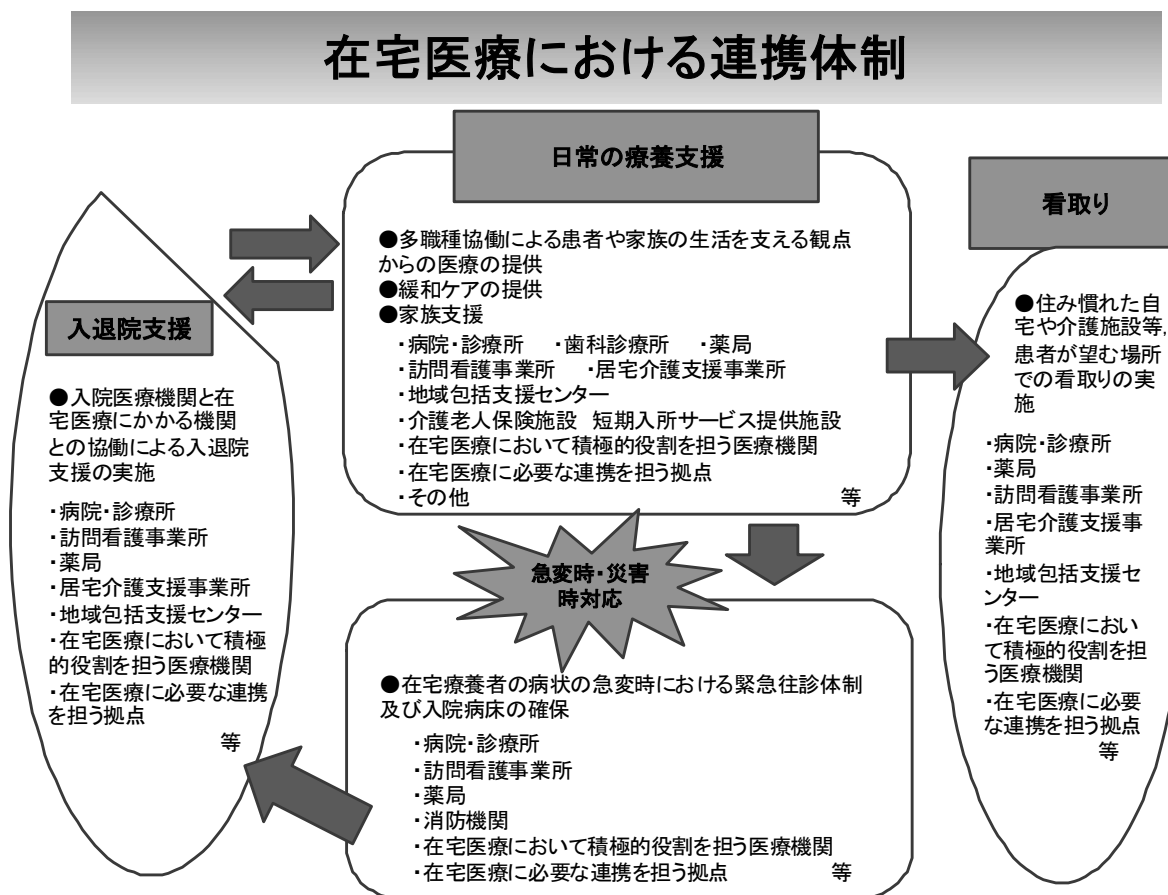
- ・ 入院を要する小児救急医療の24時間体制で対応できる。
- ・ 地域医療機関と連携した小児救急医療が実施できる。
- ・ 高次専門的な医療機関と連携した対応を実施できる。
- ・ 療養・療育支援を行う施設と連携できる。
- ・ 家族への精神的支援ができる。

◎小児中核医療（小児の救命救急医療を担う機能）

- ・ 地域小児医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした重篤な小児を24時間365日体制の救急医療ができる。

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-238】熊毛保健医療圏 在宅医療の医療連携体制図



[県高齢者生き生き推進課作成]



【図表資-5-239】熊毛保健医療圏 在宅医療における医療連携体制機能基準（機関ごと基準）

		入退院支援	日常の療養支援
目標		入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保する。	患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供される。
在宅医療を担う関係機関	1. 病院	①退院支援担当者などを配置している。 ②入院当初から退院後の生活を視野に取れた退院支援をしている。 ③退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整ができる。 ④退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話などで在宅医療に係る機関との情報共有を図ることができる。	①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保している。 ②地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。 ④身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制がある。
	2. 有床診療所	①入院当初から退院後の生活を視野に取れた退院支援をしている。 ②退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整ができる。 ③在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。	①患者のニーズに応じた住診ができる。 ②在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している。
	3. 無床診療所	①入院医療機関の退院支援担当者に対し、地域の在宅療養及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うことができる。	①患者のニーズに応じた住診ができる。 ②在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している。
	4. 訪問看護事業所	①在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整できる。 ②在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。 ③入院医療機関の退院支援担当者に対し、地域の在宅療養及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うことができる。 ④高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者にも対応できるような体制を確保している。	①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保している。 ②地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介している。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。
	5. 居宅介護支援事業所	①在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整できる。 ②在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。 ③入院医療機関の退院支援担当者に対し、地域の在宅療養及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うことができる。	①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保している。 ②地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを地域ケア会議等で検討し、適切に紹介している。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の調整をしている。
	6. 市町村地域包括支援センター(保健センター・保健福祉課)	①在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整できる。 ②在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。 ③入院医療機関の退院支援担当者に対し、地域の在宅療養及び介護資源に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うことができる。 ④高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者にも対応できるような体制を確保している。	①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制づくりを推進している。 ②居宅支援事業所等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを地域ケア会議等で検討し、適切に紹介している。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制づくりを推進している。
	7. 短期入所サービス提供施設		①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保している。 ②地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。 ④身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制がある。
	8. 薬局	①在宅療養者のニーズに応じて、医療機関と連携をとり、医療や介護を包括的に提供できるよう調整できる。 ②在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。 ③高齢者を中心とした在宅療養者に対応できるような体制を確保している。	①在宅医療に係る機関の相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保している。 ②地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。 ③がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。 ④患者のかかりつけ薬局となるよう努めている。
	9. 歯科診療所	①ニーズに応じて在宅移行時の支援ができる。	①多職種と連携しながら口腔ケアなどの相談・指導及びニーズに応じて在宅歯科診療等ができる。
	10. 地域難病相談支援センター(保健所)	①退院支援の際には、患者が住み慣れた地域に円滑に受け入れられるよう関係機関との調整を行う。 ②退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話などで在宅医療に係る機関との情報共有を図る。	①要支援在宅患者に対し、医療、福祉と連携し、在宅の難病患者に必要と考えられる保健福祉サービスを提供するための支援計画を策定し、適宜評価を行いその改善を図る。 ②患者及びその家族の不安の解消を図るため、専門医、理学療法士、福祉事務所職員、保健師等による医療相談会を開催し、療養生活を支援する。 ③患者及びその家族に対し、日常生活上及び療養生活上の悩みについて個別の相談、指導、助言を行うため保健師等による訪問相談を実施し、療養生活を支援する。
	11. 地域リハビリテーション広域支援センター	①ニーズに応じて在宅移行時の支援ができる。 ②在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し連携することができる。 ③高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者にも対応できるような体制を確保している。	①身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制がある。
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	第6章第2節(図表6-2-8、図表6-2-9)参照		
在宅医療に必要な連携を担う拠点	第6章第2節(図表6-2-10、図表6-2-11)参照		
全般共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から相互に連絡・相談等を積極的にに行い、それぞれの役割や活動範囲を把握しながら、情報共有や顔の見える関係づくりに努めている。</li> <li>・在宅医療を推進するための地域全体の課題把握に努めると共に、地域住民の普及啓発に努める。</li> </ul>		

[熊毛支庁作成]

【図表資-5-240】熊毛保健医療圏 在宅医療における医療連携体制機能基準（機関ごと基準）

		急変時・災害時支援	看取り
目標		患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保する。	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保する。
在宅医療を担う関係機関	1. 病院	①急変時に必要に応じて一時受け入れができる。 ②重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関との連携体制がある。 ③搬送について地域の消防関係者と連携している。	①在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合、必要に応じて受け入れることができる。 ②終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築している。 ③患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	2. 有床診療所	①重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関との連携体制がある。	①在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合、必要に応じて受け入れることができる。 ②患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	3. 無床診療所	①重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関との連携体制がある。	①患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	4. 訪問看護事業所	①病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること。 ②在宅医療に係る機関で対応できない急変の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保する。	①終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築している。 ②患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	5. 居宅介護支援事業所	①病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保している。 ②24時間対応が難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所などとの連携により、24時間対応が可能な体制を確保している。	①終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保している。 ②患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。 ③介護施設等による看取りを必要に応じて支援している。
	6. 市町(地域包括支援センター・保健センター・保健福祉課)	①急変時に必要に応じて医療機関等との連絡調整している。	①患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	7. 短期入所サービス提供施設		
	8. 薬局	①日常の療養と同様に急変時の対応ができる(他薬局との連携可)。	①疼痛緩和のための麻薬管理の支援ができる。 ②患者のかかりつけ薬局となるよう努めている。
	9. 歯科診療所		
	10. 地域難病相談支援センター(保健所)		①患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供している。
	11. 地域リハビリテーション広域支援センター		
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	第6章第2節(図表6-2-8、図表6-2-9)参照		
在宅医療に必要な連携を担う拠点	第6章第2節(図表6-2-10、図表6-2-11)参照		

全般共通 ・日頃から相互に連絡・相談等を積極的に行い、それぞれの役割や活動範囲を把握しながら、情報共有や顔の見える関係づくりに努めている。  
・在宅医療を推進するための地域全体の課題把握に努めると共に、地域住民の普及啓発に努める。

[熊毛支庁作成]